

監 事 監 査 報 告 書

地方独立行政法人くらて病院

理事長 河野 公俊 様

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条4項及び第34条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人くらて病院（以下「法人」という。）の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度における財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施した。その結果を次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

理事会に出席するほか、理事等から内部統制の状況及び業務の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧した。また、決算担当部署から当該年度に係る財務諸表、事業報告書及び決算報告書について報告及び説明を受けた。さらに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、当該年度に係る財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討した。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。）は、「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に準拠して作成されており、法人の令和2年3月31日現在の財政状態並びに令和元年度の運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
なお、監査を実施した範囲においては、財務諸表の重要な虚偽をもたらす不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められない。
- (2) 事業報告書は、法人の事業運営の状況を正しく表示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、法人理事長による令和元年度の予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

令和2年6月26日

地方独立行政法人くらて病院

監 事 山 口 慎 輔

監 事 加 藤 太 一

